

第 5336 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 10月 26日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成 28 年度税制改正要望(金融庁)

Q：平成28年度の金融庁の税制改正要望にはどんなものがありましたか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

平成28年度の金融庁の税制改正要望の主なものには、次のようなものがありました。

- ① 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
 平成27年から相続税の基礎控除が上げられたことから相続税の課税対象者が増加し、遺族の生活資金としての死亡保険金の重要性も増加しているとして、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額(法定相続人数×500万円)に「配偶者分×500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望しています。
- ② 生命保険料控除制度の拡充
 生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすることを要望しています。
- ③ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充
 非課税の対象となる資金用途につき、次のような拡充を行うことを要望しています。
 - ・ 不妊治療費のうち、薬局に支払う医薬品代（処方せんに基づき処方されるものに限る）
 - ・ 産前産後の母親の医療費、薬局に支払う医薬品代（処方せんに基づき処方されるものに限る）
 - ・ 母親の産後健診費用

